

○国土交通省告示第九百七十六号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十六条の二第五号、第四十六条第二項第一号イ及び第四項、第八十条の二第一号、第八十一条第二項第二号イ、第九十四条並びに第九十九条の規定に基づき、木造の建築物の軸組の構造方法及び設置の基準を定める件等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十月二十八日

国土交通大臣 金子 恭之

木造の建築物の軸組の構造方法及び設置の基準を定める件等の一部を改正する告示

（木造の建築物の軸組の構造方法及び設置の基準を定める件の一部改正）

第一条 木造の建築物の軸組の構造方法及び設置の基準を定める件（昭和五十六年建設省告示第千百号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第四十六条第四項に規定する木造の建築物の軸組の構造方法は、次の各号に定めるものとする。 一～六 （略） 七 厚さ一・五センチメートル以上で幅十センチメートル以上の木材を用いて九十一センチメートル以下の間隔で、柱との仕口にくさびを設けた貫（当該貫に継手を設ける場合には、その継手を構造耐力上支障が生じないように柱の部分に設けたものに限る。）を三本以上設け、幅二センチメートル以上の割竹又は小径一・二センチメートル以上の丸竹を用いた間渡し竹を柱及びはり、桁、土台その他の横架材に差し込み、かつ、当該貫にくぎ（JIS A五五〇八―二〇〇五（くぎ）に定めるSFN二五又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付け、幅二センチメートル以上の割竹を四・五センチメートル以下の間隔とした小舞竹（柱及びはり、桁、土台その他の横架材との間に著しい隙間がない長さとしたものに限る。以下同じ。）又はこれと同等以上の耐力を有する小舞竹（土と一体の壁を構成する上で支障のないものに限る。）を当該間渡し竹にシュロ縄、パーム縄、わら縄その他これらに類するもので締め付け、荒壁土（百リットルの荒木田土、荒土、京土その他これらに類する粘性のある砂質粘土に対して〇・四キログラム以上〇・六キログラム以下のわらすさを混合したもの又はこれと同等以上の強度を有するものに限る。）を両面から全面に塗り、かつ、中塗り土（百リットルの荒木田土、荒土、京土その他これらに類する粘性のある砂質粘土に対して六十リットル以上百五十リットル以下の砂及び〇・四キログラム以上〇・八キログラム以下のもみすさを混合したもの又はこれと同等以上の強度を有するものに限る。）を別表第五(i)欄に掲げる方法で全面に塗り、土塗壁の塗り厚（柱の外側にある部	第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第四十六条第四項に規定する木造の建築物の軸組の構造方法は、次の各号に定めるものとする。 一～六 （略） 七 厚さ一・五センチメートル以上で幅十センチメートル以上の木材を用いて九十一センチメートル以下の間隔で、柱との仕口にくさびを設けた貫（当該貫に継手を設ける場合には、その継手を構造耐力上支障が生じないように柱の部分に設けたものに限る。）を三本以上設け、幅二センチメートル以上の割竹又は小径一・二センチメートル以上の丸竹を用いた間渡し竹を柱及びはり、桁、土台その他の横架材に差し込み、かつ、当該貫にくぎ（JIS A五五〇八―二〇〇五（くぎ）に定めるSFN二五又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付け、幅二センチメートル以上の割竹を四・五センチメートル以下の間隔とした小舞竹（柱及びはり、桁、土台その他の横架材との間に著しい隙間がない長さとしたものに限る。以下同じ。）又はこれと同等以上の耐力を有する小舞竹（土と一体の壁を構成する上で支障のないものに限る。）を当該間渡し竹にシュロ縄、パーム縄、わら縄その他これらに類するもので締め付け、荒壁土（百リットルの荒木田土、荒土、京土その他これらに類する粘性のある砂質粘土に対して〇・四キログラム以上〇・六キログラム以下のわらすさを混合したもの又はこれと同等以上の強度を有するものに限る。）を両面から全面に塗り、かつ、中塗り土（百リットルの荒木田土、荒土、京土その他これらに類する粘性のある砂質粘土に対して六十リットル以上百五十リットル以下の砂及び〇・四キログラム以上〇・八キログラム以下のもみすさを混合したもの又はこれと同等以上の強度を有するものに限る。）を別表第五(i)欄に掲げる方法で全面に塗り、土塗壁の塗り厚（柱の外側にある部分の

分の厚さを除く。）を同表(ろ)欄に掲げる数値とした土塗壁を設けた軸組 八〇十六 (略)	厚さを除く。）を同表(ろ)欄に掲げる数値とした土塗壁を設けた軸組 八〇十六 (略)
---	---

（構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を定める件の一部改正）

第二条 構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を定める件（昭和六十二年建設省告示第千八百九十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
構造耐力上主要な部分である柱及び横架材（間柱、小ばりその他これらに類するものを除く。）に使用する集成材その他の木材は、次の各号のいずれかに該当すること。 一～三 （略） 四 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十七条第二号の規定による国土交通大臣の認定を受けた木質接着成形軸材料（平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第十号に規定する木質接着成形軸材料をいう。）であつて、平成十三年国土交通省告示第千二百一十四号第一第二十号及び第二第十九号の規定に基づき国土交通大臣がその許容応力度及び材料強度の数値を指定したもの又は同条第二号の規定による国土交通大臣の認定を受けた木質複合軸材料（平成十二年建設省告示第千四百四十六号第十一号に規定する木質複合軸材料をいう。）であつて、平成十三年国土交通省告示第千二百一十四号第一第二十号及び第二第二十号の規定に基づき国土交通大臣がその許容応力度及び材料強度の数値を指定したものであること。 五・六 （略）	構造耐力上主要な部分である柱及び横架材（間柱、小ばりその他これらに類するものを除く。）に使用する集成材その他の木材は、次の各号のいずれかに該当すること。 一～三 （略） 四 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十七条第二号の規定による国土交通大臣の認定を受け、かつ、平成十三年国土交通省告示第千五百四十号第二第三号の規定に基づき、国土交通大臣がその許容応力度及び材料強度の数値を指定した木質接着成形軸材料又は木質複合軸材料であること。 五・六 （略）

（特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件の一部改正）

第三条 特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件（平成十三年国土交通省告示第千二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九十四条の規定に基づき、木材のめりこみ及び木材の圧縮材の座屈の許容応力度、集成材及び構造用単板積層材（以下「集成材等」という。）の繊維方向、集成材等のめりこみ及び集成材等の圧縮材の座屈の許容応力度、鋼材等の支圧、鋼材等の圧縮材の座屈及び鋼材等の曲げ材の座屈の許容応力度、溶融亜鉛メッキ等を施した高力ボルト摩擦接合部の高力ボルトの軸断面に対する許容せん断応力度、ターンバックルの引張りの許容応力度、高強度鉄筋の許容応力度、タッピンねじその他これに類するもの（以下「タッピンねじ等」という。）の許容応力度、アルミニウム合金材、アルミニウム合金材の溶接継目のど断面、アルミニウム合金材の支圧、アルミニウム合金材の圧縮材の座屈、アルミニウム合金材の曲げ材の座屈、アルミニウム合金材の高力ボルト摩擦接合部及びタッピンねじ又はドリリングタッピンねじを用いたアルミニウム合金材の接合部の許容応力度、トラス用機械式継手の許容応力度、コンクリート充填鋼管造の鋼管の内部に充填されたコンクリートの圧縮、せん断及び付着の許容応力度、組積体（鉄筋コンクリート組積体を含む。以下同じ。）の圧縮及びせん断並びに鉄筋コンクリート組積体の付着の許容応力度、鉄線の引張りの許容応力度、同令第六十七条第一項の国土交通大臣の認定を受けた鋼材の接合、同条第二項の国土交通大臣の認定を受けた継手又は仕口及び同令第六十八条第三項の国土交通大臣の認定を受けた高力ボルト接合の許容応力度、あと施工アンカーの接合部の引張り及びせん断の許容応力度、丸鋼とコンクリートの付着の許容応力度、炭素繊維、アラミド繊維その他これらに類する材料の引張りの許容応力度、緊張材の引張りの許容応力度、軽量気泡コンクリートパネルに使用する軽量気泡コンクリートの圧縮及びせん断の許容応力度、直交集成板の繊維方向、直交集成板のめりこみ及び直交集成板の圧縮材の座屈の許容応力度、木質接着成形軸材料の許容応力度、木質複合軸材料の許容応力度、木質断熱複合
改正前	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九十四条の規定に基づき、木材のめりこみ及び木材の圧縮材の座屈の許容応力度、集成材及び構造用単板積層材（以下「集成材等」という。）の繊維方向、集成材等のめりこみ及び集成材等の圧縮材の座屈の許容応力度、鋼材等の支圧、鋼材等の圧縮材の座屈及び鋼材等の曲げ材の座屈の許容応力度、溶融亜鉛メッキ等を施した高力ボルト摩擦接合部の高力ボルトの軸断面に対する許容せん断応力度、ターンバックルの引張りの許容応力度、高強度鉄筋の許容応力度、タッピンねじその他これに類するもの（以下「タッピンねじ等」という。）の許容応力度、アルミニウム合金材、アルミニウム合金材の溶接継目のど断面、アルミニウム合金材の支圧、アルミニウム合金材の圧縮材の座屈、アルミニウム合金材の曲げ材の座屈、アルミニウム合金材の高力ボルト摩擦接合部及びタッピンねじ又はドリリングタッピンねじを用いたアルミニウム合金材の接合部の許容応力度、トラス用機械式継手の許容応力度、コンクリート充填鋼管造の鋼管の内部に充填されたコンクリートの圧縮、せん断及び付着の許容応力度、組積体（鉄筋コンクリート組積体を含む。以下同じ。）の圧縮及びせん断並びに鉄筋コンクリート組積体の付着の許容応力度、鉄線の引張りの許容応力度、同令第六十七条第一項の国土交通大臣の認定を受けた鋼材の接合、同条第二項の国土交通大臣の認定を受けた継手又は仕口及び同令第六十八条第三項の国土交通大臣の認定を受けた高力ボルト接合の許容応力度、あと施工アンカーの接合部の引張り及びせん断の許容応力度、丸鋼とコンクリートの付着の許容応力度、炭素繊維、アラミド繊維その他これらに類する材料の引張りの許容応力度、緊張材の引張りの許容応力度、軽量気泡コンクリートパネルに使用する軽量気泡コンクリートの圧縮及びせん断の許容応力度並びに直交集成板の繊維方向、直交集成板のめりこみ及び直交集成板の圧縮材の座屈の許容応力度（以下「特殊な許容応力度」という。）並びに同令第九十九条の規定に基づき

パネルの許容応力度並びに木質接着複合パネルの許容応力度（以下「特殊な許容応力度」という。）並びに同令第九十九条の規定に基づき、木材のめりこみ及び木材の圧縮材の座屈の材料強度、集成材等の繊維方向、集成材等のめりこみ及び集成材等の圧縮材の座屈の材料強度、鋼材等の支圧及び鋼材等の圧縮材の座屈の材料強度、ターンバックルの引張りの材料強度、高強度鉄筋の材料強度、タッピンねじ等の材料強度、アルミニウム合金材、アルミニウム合金材の溶接継目ののど断面、アルミニウム合金材の支圧、アルミニウム合金材の圧縮材の座屈及びタッピンねじ又はドリリングタッピンねじを用いたアルミニウム合金材の接合部の材料強度、トラス用機械式継手の材料強度、コンクリート充填鋼管造の鋼管の内部に充填されたコンクリートの圧縮、せん断及び付着の材料強度、鉄筋コンクリート組積体の圧縮の材料強度、鉄線の引張りの材料強度、同令第六十七条第一項の国土交通大臣の認定を受けた接合、同条第二項の国土交通大臣の認定を受けた継手又は仕口及び同令第六十八条第三項の国土交通大臣の認定を受けた高力ボルト接合の材料強度、あと施工アンカーの接合部の引張り及びせん断の材料強度、丸鋼とコンクリートの付着の材料強度、炭素繊維、アラミド繊維その他これらに類する材料の引張りの材料強度、緊張材の引張りの材料強度、軽量気泡コンクリートパネルに使用する軽量気泡コンクリートの圧縮及びせん断の材料強度、直交集成板の繊維方向、直交集成板のめりこみ及び直交集成板の圧縮材の座屈の材料強度、木質接着成形軸材料の材料強度、木質複合軸材料の材料強度、木質断熱複合パネルの材料強度並びに木質接着複合パネルの材料強度（以下「特殊な材料強度」という。）をそれぞれ次のように定める。

第一 特殊な許容応力度

一〇十二 （略）

十三 令第六十七条第一項の国土交通大臣の認定を受けた鋼材の接合、同条第二項の国土交通大臣の認定を受けた継手又は仕口及び令第六十八条第三項の国土交通大臣の認定を受けた高力ボルト接合の許容応力度は、令第八十九条から第九十二条まで並びに第一第一号から

、木材のめりこみ及び木材の圧縮材の座屈の材料強度、集成材等の繊維方向、集成材等のめりこみ及び集成材等の圧縮材の座屈の材料強度、鋼材等の支圧及び鋼材等の圧縮材の座屈の材料強度、ターンバックルの引張りの材料強度、高強度鉄筋の材料強度、タッピンねじ等の材料強度、アルミニウム合金材、アルミニウム合金材の溶接継目ののど断面、アルミニウム合金材の支圧、アルミニウム合金材の圧縮材の座屈及びタッピンねじ又はドリリングタッピンねじを用いたアルミニウム合金材の接合部の材料強度、トラス用機械式継手の材料強度、コンクリート充填鋼管造の鋼管の内部に充填されたコンクリートの圧縮、せん断及び付着の材料強度、鉄筋コンクリート組積体の圧縮の材料強度、鉄線の引張りの材料強度並びに同令第六十七条第一項の国土交通大臣の認定を受けた接合、同条第二項の国土交通大臣の認定を受けた継手又は仕口及び同令第六十八条第三項の国土交通大臣の認定を受けた高力ボルト接合の材料強度、あと施工アンカーの接合部の引張り及びせん断の材料強度、丸鋼とコンクリートの付着の材料強度、炭素繊維、アラミド繊維その他これらに類する材料の引張りの材料強度、緊張材の引張りの材料強度、軽量気泡コンクリートパネルに使用する軽量気泡コンクリートの圧縮及びせん断の材料強度並びに直交集成板の繊維方向、直交集成板のめりこみ及び直交集成板の圧縮材の座屈の材料強度（以下「特殊な材料強度」という。）をそれぞれ次のように定める。

第一 特殊な許容応力度

一〇十二 （略）

十三 令第六十七条第一項の国土交通大臣の認定を受けた鋼材の接合、同条第二項の国土交通大臣の認定を受けた継手又は仕口及び令第六十八条第三項の国土交通大臣の認定を受けた高力ボルト接合の許容応力度は、令第八十九条から第九十二条まで、第一第一号から前

ら前号まで及び第二十号から第二十三号までに定める数値によらなければならない。ただし、国土交通大臣が別に数値を定める場合においては、この限りでない。

十四号十九 (略)

二十 木質接着成形軸材料の許容応力度は、その品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。

二十一 木質複合軸材料の許容応力度は、その品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。

二十二 木質断熱複合パネルの許容応力度は、その品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。

二十三 木質接着複合パネルの許容応力度は、その品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。

第二 特殊な材料強度

一 十一 (略)

十二 令第六十七条第一項の国土交通大臣の認定を受けた鋼材の接合、同条第二項の国土交通大臣の認定を受けた継手又は仕口及び令第六十八条第三項の国土交通大臣の認定を受けた高力ボルト接合の材料強度は、令第九十五条から第九十八条まで並びに第二一号から前号まで及び第十九号から第二十二号までに定める数値によらなければならない。ただし、国土交通大臣が別に数値を定める場合においては、この限りでない。

十三号十八 (略)

十九 木質接着成形軸材料の材料強度は、その品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。

二十 木質複合軸材料の材料強度は、その品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。

二十一 木質断熱複合パネルの材料強度は、その品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。

二十二 木質接着複合パネルの材料強度は、その品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。

号まで及び平成十三年国土交通省告示第千五百四十号第二第三号に定める数値によらなければならない。ただし、国土交通大臣が別に数値を定める場合においては、この限りでない。

十四号十九 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第二 特殊な材料強度

一 十一 (略)

十二 令第六十七条第一項の国土交通大臣の認定を受けた鋼材の接合、同条第二項の国土交通大臣の認定を受けた継手又は仕口及び令第六十八条第三項の国土交通大臣の認定を受けた高力ボルト接合の材料強度は、令第九十五条から第九十八条まで、第二一号から前号まで及び平成十三年国土交通省告示第千五百四十号第二第三号に定める数値によらなければならない。ただし、国土交通大臣が別に数値を定める場合においては、この限りでない。

十三号十八 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

[

（枠組壁工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件の一部改正）

第四条 枠組壁工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成十三年国土交通省告示第千五百四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二 第一号の規定に基づき、構造耐力上主要な部分に枠組壁工法（木材を使用 した枠組に構造用合板その他これに類するものを打ち付けることによ り、壁及び床版を設ける工法をいう。以下同じ。）を用いた建築物又は 建築物の構造部分（以下「建築物等」という。）の構造方法に関する安 全上必要な技術的基準を第一から第八まで及び第十一に、建築基準法施 行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第八条の三の規定に基づき、 構造耐力上主要な部分である壁及び床版に、枠組壁工法により設けられ るものを用いる場合における当該壁及び床版の構造方法を第十二に定め 、建築基準法施行令第三十六条第一項の規定に基づき、建築物等の構造 方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第十三 に、同条第二項第一号の規定に基づき、同令第八十一条第二項第一号イ に規定する保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除 外することができ技術的基準を第十四にそれぞれ指定し、並びに同号 イの規定に基づき、枠組壁工法を用いた建築物等の構造計算が、第九に 適合する場合においては、当該構造計算は、同号イに規定する保有水平 耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができると認め、同項 第二号イの規定に基づき、枠組壁工法を用いた建築物等の構造計算が、 第十に適合する場合においては、当該構造計算は、同号イに規定する許 容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができると認め る。 第一（略） 第二 材料 一・二（略） 三 次のいずれかに該当するもののうち、建築基準法（昭和二十五年 法律第二百一号。以下「法」という。）第三十七条第一号の規定に 適合するもの（トに該当するものに限る。）若しくは同条第二号の	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二 第一号の規定に基づき、構造耐力上主要な部分に枠組壁工法（木材を使 用した枠組に構造用合板その他これに類するものを打ち付けることによ り、壁及び床版を設ける工法をいう。以下同じ。）を用いた建築物又は 建築物の構造部分（以下「建築物等」という。）の構造方法に関する安 全上必要な技術的基準を第一から第八まで及び第十一に、建築基準法施 行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第八条の三の規定に基づき、 構造耐力上主要な部分である壁及び床版に、枠組壁工法により設けられ るものを用いる場合における当該壁及び床版の構造方法を第十二に定め 、建築基準法施行令第三十六条第一項の規定に基づき、建築物等の構造 方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第十三 に、同条第二項第一号の規定に基づき、同令第八十一条第二項第一号イ に規定する保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除 外することができ技術的基準を第十四にそれぞれ指定し、並びに同号 イの規定に基づき、枠組壁工法を用いた建築物等の構造計算が、第九に 適合する場合においては、当該構造計算は、同号イに規定する保有水平 耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができると認め、同項 第二号イの規定に基づき、枠組壁工法を用いた建築物等の構造計算が、 第十に適合する場合においては、当該構造計算は、同号イに規定する許 容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができると認める 。 第一（略） 第二 材料 一・二（略） 三 次のいずれかに該当するもののうち、建築基準法（昭和二十五年 法律第二百一号。以下「法」という。）第三十七条第一号の規定に 適合するもの（トに該当するものに限る。）若しくは同条第二号の

国土交通大臣の認定を受けたもの（ハからヘまでのいずれかに該当するものにあつては、平成十三年国土交通省告示第千二十四号第一第二十号から第二十三号まで及び第二十九号から第二十二号までの規定に基づき国土交通大臣がその許容応力度及び材料強度の数値を指定したものに限る。）、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「規則」という。）第八条の三の国土交通大臣の認定を受けた耐力壁に使用するもの又は前二号に掲げるもの以外の木材で国土交通大臣がその樹種、区分及び等級等に応じてそれぞれ許容応力度及び材料強度の数値を指定したものについては、前二号の規定にかかわらず、当該材料を構造耐力上主要な部分に使用する材料とすることができる。

イ ト （略）

四 （略）

第三（第十四）（略）

国土交通大臣の認定を受けたもの（ハからヘまでのいずれかに該当するものにあつては、国土交通大臣がその許容応力度及び材料強度の数値を指定したものに限る。）、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「規則」という。）第八条の三の国土交通大臣の認定を受けた耐力壁に使用するもの又は前二号に掲げるもの以外の木材で国土交通大臣がその樹種、区分及び等級等に応じてそれぞれ許容応力度及び材料強度の数値を指定したものについては、前二号の規定にかかわらず、当該材料を構造耐力上主要な部分に使用する材料とすることができる。

イ ト （略）

四 （略）

第三（第十四）（略）

（建築基準法施行令第三十六条の二第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件の一部改正）

第五条 建築基準法施行令第三十六条の二第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件（平成十九年国土交通省告示第五百九十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第三十六条の二第五号の規定に基づき、その安全性を確かめるために地震力によって地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することが必要であるものとして、構造又は規模を限って国土交通大臣が指定する建築物は、二以上の階数を有し、又は延べ面積が二百平方メートルを超える建築物及び当該建築物を除くほか、組積造、補強コンクリートブロック造又は無筋コンクリート造のものうち、次に掲げる建築物（平成十四年国土交通省告示第四百七十四号に規定する特定畜舎等建築物を除く。）とする。 一 三 （略） 四 木造、組積造、補強コンクリートブロック造及び鉄骨造のうち二以上の構造を併用する建築物又はこれらの構造のうち一以上の構造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物であつて、次のイからへまでに該当するもの以外のもの（次号イからへまでに該当するもの及び第六号イ、ロ又はハに該当するものを除く。） イ へ （略） 五 （略） 六 木造と鉄筋コンクリート造の構造を併用する建築物であつて、次のイ、ロ又はハに該当するもの以外のもの（第四号イからへまでに該当するものを除く。） イ 次の(1)から(11)までに該当するもの (1) （略） (2) 高さが十六メートル以下であるもの (3) へ (11) （略） ロ （略）	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第三十六条の二第五号の規定に基づき、その安全性を確かめるために地震力によって地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することが必要であるものとして、構造又は規模を限って国土交通大臣が指定する建築物は、二以上の階数を有し、又は延べ面積が二百平方メートルを超える建築物及び当該建築物を除くほか、組積造、補強コンクリートブロック造又は無筋コンクリート造のものうち、次に掲げる建築物（平成十四年国土交通省告示第四百七十四号に規定する特定畜舎等建築物を除く。）とする。 一 三 （略） 四 木造、組積造、補強コンクリートブロック造及び鉄骨造のうち二以上の構造を併用する建築物又はこれらの構造のうち一以上の構造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物であつて、次のイからへまでに該当するもの以外のもの（次号イからへまでに該当するもの及び第六号イ又はロに該当するものを除く。） イ へ （略） 五 （略） 六 木造と鉄筋コンクリート造の構造を併用する建築物であつて、次のイ又はロに該当するもの以外のもの（第四号イからへまでに該当するものを除く。） イ 次の(1)から(11)までに該当するもの (1) （略） (2) 高さが十三メートル以下で、かつ、軒の高さが九メートル以下であるもの (3) へ (11) （略） ロ （略）

ハ|| 次の(1)から(3)までに該当するもの

(1) イ(1)から(3)までの規定に適合するもの

(2) 鉄筋コンクリート造の構造部分を有する階が第二号イ(1)及び

(2)の規定に適合するもの

(3) 第一号イ(6)の規定に適合するもの

七 構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版にデッキプレート版を用いた建築物であつて、デッキプレート版を用いた部分以外の部分(建築物の高さ及び軒の高さについては当該屋根版を含む。以下同じ。)が次のイからトまでのいずれか及びチに該当するもの以外
イ 高さが十六メートル以下である木造のもの

ロゝへ (略)

ト 木造と鉄筋コンクリート造の構造を併用するものであつて、前号イ(1)から(10)まで、前号ロ(1)から(4)まで又は前号ハ(1)及び(2)に該当するもの

チ (略)

ハ・九 (略)

十 平成十四年国土交通省告示第六百六十六号に規定する骨組膜構造の建築物であつて、次のイ又はロに該当するもの以外のもの
イ 次の(1)及び(2)に該当するもの

(1) (略)

(2) 骨組の構造が次のいずれかに該当し、天井が第一号イ(6)に該当するもの

(i)ゝ(v) (略)

(ii) 木造と鉄筋コンクリート造の構造を併用するものであり、かつ、高さが十三メートル以下及び軒の高さが九メートル以下のものであつて、次の(一)又は(二)に該当するもの
(一|| 第六号イ(1)及び(3)から(10)までの規定に適合するもの
(二|| 第六号イ(4)及び(7)から(10)まで並びに同号ロ(1)、(3)及び(4)

(新設)

七 構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版にデッキプレート版を用いた建築物であつて、デッキプレート版を用いた部分以外の部分(建築物の高さ及び軒の高さについては当該屋根版を含む。以下同じ。)が次のイからトまでのいずれか及びチに該当するもの以外
イ 高さが十三メートル以下で、かつ、軒の高さが九メートル以下である木造のもの

ロゝへ (略)

ト 木造と鉄筋コンクリート造の構造を併用するものであつて、前号イ(1)から(10)まで又は前号ロ(1)から(4)までに該当するもの

チ (略)

ハ・九 (略)

十 平成十四年国土交通省告示第六百六十六号に規定する骨組膜構造の建築物であつて、次のイ又はロに該当するもの以外のもの
イ 次の(1)及び(2)に該当するもの

(1) (略)

(2) 骨組の構造が次のいずれかに該当し、天井が第一号イ(6)に該当するもの

(i)ゝ(v) (略)

(ii) 木造と鉄筋コンクリート造の構造を併用するものであつて、第六号イ(1)から(10)まで又は同号ロ(1)から(4)までに該当するもの
(新設)
(新設)
(新設)

ロ
(略)
の規定に適合するもの

ロ
(略)

（許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件の一部改正）

第六条 許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件（平成十九年国土交通省告示第千二百七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第八十一条第二項第二号イの規定に基づき、許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準は、次の各号に定める基準とする。 一〇六（略） 七 令第三十六条の二第四号又は平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第四号から第十号までに掲げる建築物のうち、木造又は鉄骨造と鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物にあつては、次のイ及びロに該当するものであること。 イ・ロ（略）
改正前	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第八十一条第二項第二号イの規定に基づき、許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準は、次の各号に定める基準とする。 一〇六（略） 七 令第三十六条の二第四号に掲げる建築物のうち、木造又は鉄骨造と鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物にあつては、次のイ及びロに該当するものであること。 イ・ロ（略）

（ＣＬＴパネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件の一部改正）

第七条　ＣＬＴパネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成二十八年国土交通省告示第六百十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第一号の規定に基づき、構造耐力上主要な部分にCLTパネル工法（直交集成板を用いたパネルを水平力及び鉛直力を負担する壁として設ける工法をいう。以下同じ。）を用いた建築物又は建築物の構造部分（以下「建築物等」という。）の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第二から第八までに定め、同令第三十六条第一項の規定に基づき、建築物等の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第十二に、同条第二項第一号の規定に基づき、同令第八十一条第二項第一号に規定する保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準を第十三にそれぞれ指定し、同号イの規定に基づき、CLTパネル工法を用いた建築物等の構造計算が、第九に適合する場合においては、当該構造計算は、同号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認め、同項第二号イの規定に基づき、CLTパネル工法を用いた建築物等の構造計算が、第十に適合する場合においては、当該構造計算は、同号イに規定する許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認め、同条第三項の規定に基づき、CLTパネル工法を用いた建築物等の構造計算が、第十一に適合する場合においては、当該構造計算は、同項に規定する同令第八十二条各号及び同令第八十二条の四に定めるところによる構造計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認める。 第一～第十三（略）	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第一号の規定に基づき、構造耐力上主要な部分にCLTパネル工法（直交集成板を用いたパネルを水平力及び鉛直力を負担する壁として設ける工法をいう。以下同じ。）を用いた建築物又は建築物の構造部分（以下「建築物等」という。）の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第二から第七までに定め、同令第三十六条第一項の規定に基づき、建築物等の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第十一に、同条第二項第一号の規定に基づき、同令第八十一条第二項第一号に規定する保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準を第十二にそれぞれ指定し、同号イの規定に基づき、CLTパネル工法を用いた建築物等の構造計算が、第八に適合する場合においては、当該構造計算は、同号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認め、同項第二号イの規定に基づき、CLTパネル工法を用いた建築物等の構造計算が、第九に適合する場合においては、当該構造計算は、同号イに規定する許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認め、同条第三項の規定に基づき、CLTパネル工法を用いた建築物等の構造計算が、第十に適合する場合においては、当該構造計算は、同項に規定する同令第八十二条各号及び同令第八十二条の四に定めるところによる構造計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認める。 第一～第十三（略）

（木質接着パネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準等を定める件の一部改正）

第八条 木質接着パネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準等を定める件（令和七年国土交通省告示第二百五十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	第二 材料 一 構造耐力上主要な部分に使用する木質接着複合パネルは、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。次号において「法」という。）第三十七条第二号の規定による国土交通大臣の認定を受けたもの（平成十三年国土交通省告示第千二十四号第一第二十三号及び第二十二号の規定に基づき国土交通大臣がその許容応力度及び材料強度の数値を指定したものに限る。）としなければならない。 二 木質接着複合パネル以外の材料であつて構造耐力上主要な部分に使用するものは、次のイからトまでに掲げる構造部材の区分に応じ、当該イからトまでに定める材料としなければならない。ただし、第四第二号に掲げる床版であつてその材料が平成十三年国土交通省告示第千五百四十号第二に定める技術的基準に適合するもの並びに第七第四号に掲げる小屋組及び屋根版であつてこれらの材料が同告示第二に定める技術的基準に適合するものにあつては、この限りでない。 イ ハ （略） ニ はり及び登りはり（天井面に対して斜めに設けるはりをいう。第七第一号及び第二号トにおいて同じ。） 次の(1)若しくは(2)のいずれかに掲げる材料又はこれらと同等以上の品質を有する材料 (1) （略） (2) 法第三十七条第二号の規定による国土交通大臣の認定を受けた木質複合軸材料（平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第十一号に規定する木質複合軸材料をいう。）であつて、平成十三年国土交通省告示第千二十四号第一第二十一号及び第二十二号の規定に基づき国土交通大臣がその許容応力度及び材料強度の数値を指定したもの
改正前	第二 材料 一 構造耐力上主要な部分に使用する木質接着複合パネルは、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。次号において「法」という。）第三十七条第二号の規定による国土交通大臣の認定を受けたもの（当該認定において国土交通大臣がその許容応力度及び材料強度の数値を指定したものに限る。）としなければならない。 二 木質接着複合パネル以外の材料であつて構造耐力上主要な部分に使用するものは、次のイからトまでに掲げる構造部材の区分に応じ、当該イからトまでに定める材料としなければならない。ただし、第四第二号に掲げる床版であつてその材料が平成十三年国土交通省告示第千五百四十号第二に定める技術的基準に適合するもの並びに第七第四号に掲げる小屋組及び屋根版であつてこれらの材料が同告示第二に定める技術的基準に適合するものにあつては、この限りでない。 イ ハ （略） ニ はり及び登りはり（天井面に対して斜めに設けるはりをいう。第七第一号及び第二号トにおいて同じ。） 次の(1)若しくは(2)のいずれかに掲げる材料又はこれらと同等以上の品質を有する材料 (1) （略） (2) 法第三十七条第二号の規定による国土交通大臣の認定を受けた木質複合軸材料（平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第十一号に規定する木質複合軸材料をいう。）であつて、平成十三年国土交通省告示第千五百四十号第二第三号の規定に基づき国土交通大臣がその許容応力度及び材料強度の数値を指定したもの

三 ホ
(略) ヽ
(略) ト

三 ホ
(略) ヽ
(略) ト

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行前に第四条の規定による改正前の平成十三年国土交通省告示第千五百四十号第二第三号の国土交通大臣の許容応力度及び材料強度の数値の指定を受けた認定木質接着成形軸材料等（建築基準法第三十七条第二号の国土交通大臣の認定を受けた木質接着成形軸材料、木質複合軸材料、木質断熱複合パネル又は木質接着複合パネルをいう。以下この項において同じ。）は、それぞれ第三条の規定による改正後の平成十三年国土交通省告示第千二十四号第一第二十から第二十三まで及び第二第十九から第二十二までの規定により国土交通大臣の当該許容応力度及び材料強度の数値の指定を受けた認定木質接着成形軸材料等とみなす。